

有限会社凜成  
居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社凜成が開設する居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者等の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、要介護者等及びその家族の希望等を勘案し、利用する介護サービス等の種類及び内容、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、各事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、要介護者等が介護保険施設の入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介等の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮して行うものとする。

2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。

3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類、特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正、中立に行う。

4 事業の実施に当たっては、常陸太田市、常陸大宮市、那珂市、日立市、大子町やその市町村の在宅介護支援センター他の居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携を図り総合的なサービスの提供に努める。

5 上記の他「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（厚生省令第38号、平成11年3月31日）」第13条の具体的取り扱い方針を尊重する。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 居宅介護支援事業所 はなてまり
- (2) 所在地 茨城県常陸太田市下利員1262番地の1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるよう総括する。

介護支援専門員と兼務する。

(2) 介護支援専門員 常勤1名 非常勤1名

介護支援専門員は要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設などとの連携調整等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

(1) 営業日は、通常月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日とする。但し、国民の休日、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間は、午前9時00分から午後5時00分までとする。

(3) 上記の営業日、営業時間外は、留守番電話により相談を受け翌日の営業日に対応する。

(居宅介護支援事業の提供方法と内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 居宅介護支援事業所の内容は次の通りとし、指定居宅介護支援事業を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとする。但し、法定代理受領の時は無料。

(1) 利用者の相談を受ける場所：当事業所相談室

(2) 使用する課題分析票の種類：居宅サービス計画ガイドライン（包括的自立支援プログラム）

(3) サービス担当者会議の開催場所：当事業相談室

(4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度：必要に応じて訪問、原則として1ヶ月に1回以上

2 厚生大臣が定める基準（もしくは事業内容）は、事業所の見やすい場所に掲示をする。

3 交通費について第7条に規定する通常事業の実施地域以外の場所については、以下の額を徴収する。

(1) 実施区域を越えて1kmあたり50円

4 その他の費用の徴収が必要となった場合は、当該サービス等の提供前にその都度協議して利用者等に説明をし同意を得たものに限り徴収する。

5 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとすることとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、常陸太田市、常陸大宮市、那珂市、日立市、大子町の区域とする。

（虐待防止に関する事項）

第8条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

（1）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施。

（2）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

（3）その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者等の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他の運営に関する留意事項）

第9条 事業所は、社会的使命を十分認識し職員の質的向上を図るため研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

2 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は本会が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年 2月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年 8月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年 4月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年 5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 3月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年 9月 5日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年11月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年12月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年12月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 元年 7月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 元年 9月11日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3年 4月11日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5年12月20日から施行する。